

市民案と素案の比較表

～素案の作成に関する基本的な考え方～

平成20年6月26日版

都 留 市

素案について

- ① 本市の「協働のまちづくり」の歴史は、平成 13 年 8 月に設立された東桂地域協働のまちづくり推進会をはじめ、平成 17 年 10 月までに市内 7 地域にそれぞれ協働のまちづくり推進会が設立されました。市では、この動きを受けて、協働によるまちづくりを強力に推進し、まちづくりの基本的な事項を定めることを目的に、平成 18 年 6 月に「協働のまちづくりから生まれた自治基本条例」を制定するため、呼び掛けを行ったところ、都留文科大学学生を含む 30 名の市民（「つくる会」という。）が集まり、平成 18 年 11 月、つくる会と市とで締結した「自治基本条例市民案の策定に関するパートナーシップ協定」に基づき、本年 3 月 7 日、つくる会から自治基本条例市民案の提出がありました。

このような経緯から、素案は、本市の特徴ともいえる「協働のまちづくりから生まれた自治基本条例」を打ち出すため、つくる会の思いを受けるとともに、本市の個性と市民の思いのあふれた条例となるよう内容構成を行っております。

- ② 市民案は 39 条項で構成されています。このうち、条項を概ね採用したのは 18 条項（★）、項目は採用したが変更を加えたのは 16 条項（●）、規定することを見送ったのが 5 条項（▼）、新たに規定したのが 10 条項（■）となり、結果として素案も全部で 39 条項で構成しています。
- ③ 市民案と素案の比較表の「素案の作成に関する基本的な考え方」の欄には、市民案について、なぜこのように変更したのかという理由ではなく、こういう理由から全体的に市民案を補完する意味として事柄を変更して記載し、これを受けて、第 1 章から第 6 章からなる素案を作成しています。
- ④ 本条例は、都留市の最高法規（都留市の憲法）に位置付けています。これは、本市の特徴となりますが、条文中に「別に条例で定める」と規定し、自治基本条例のもとに必要な条例として第 16 条に情報公開条例、第 17 条には個人情報保護条例、第 33 条には行政手続条例（スタッフ条例）を、各政策分野ごとの基本条例（ライン条例）として第 21 条に男女共同参画基本条例、第 27 条には市民活動推進条例を定めることとしています。さらに、前文、目的、用語の定義、基本原則等の条文中に「協働」を前面に押し出すとともに、第 25 条には「地域協働のまちづくり推進会」についても定義付けることとしております。さらに付け加えますと、市民から意見を聴取するための制度としてパブリックコメント制度だけにこだわることなく、「市民生活に重要な影響を及ぼすもの」ということをキーワードに、計画や条例、施策について、それらを作ったり、廃止したり、実施する場合は、市民に情報を提供し、それについて審議会、懇談会、公聴会、ワークショップ等その他多様な方法の中から適切な方法を選択し、意見を求めるという「意見聴取制度」を第 19 条に規定し、また、全国には例のない「都留文科大学の役割」についても第 10 条に規定しています。
- ⑤ 用語については、市民案は、市民に親しみやすい条例にするために「です・ます」調の文体を採用しています。素案としては、法制執務上のルールから、権利・義務を明確にするためには「ならない・ものとする」調の方が適当であるが、最近の先行事例でも「市民に親しみやすい」文体が採用されてきていることから、市民案を採用するものといえます。

素案の作成に関する基本的な考え方

(H20. 6. 26 版)

| 都留市自治基本条例（市民案） | 素案の作成に関する基本的な考え方 | 都留市自治基本条例（素案） |
|--|---|--|
| <p>前文</p> <p>私たちのまち都留市は、麗峰富士に生まれた清らかな水と豊かな自然に恵まれた美しいまちです。</p> <p>また、古くは城下町として栄え、郡内地方の政治、文化、経済の中心的な役割を担ってきました。</p> <p>このような、恵まれた環境と多彩な歴史や文化によって、都留市の教育風土が着実に生まれ、市立の都留文科大学を中心とした「学園のまち」として発展してきました。</p> <p>しかし、私たちを取り巻く社会は、めまぐるしく変化し続けています。私たち市民は、こうした変化に的確に対応し、一人ひとりが持てる力を発揮し、互いを認め合い、支え合い、日々の暮らしが喜びと希望にあふれ、心の豊かさが実感できるまち都留市を目指します。</p> <p>そのためには、市民、市議会及び市が手と手を取り合い、共に考え、共に行動し、共に創るまちづくりを進めていく必要があります。</p> <p>市民一人ひとりの人権が尊重され、自らが主人公であるという市民自治を実現するための基本的なルールとして、ここに都留市自治基本条例を制定します。</p> | <p>◇ 前段の歴史・風土をはじめとした都留市の特性については、市民案の思いをそのまま採用するものとします。</p> <p>◇ 中段は、地域を取り巻く厳しい状況である今こそ、都留市を創造する仕組みづくりの必要性を表現するものとします。</p> <p>◇ 後段は、本市が全国に先駆けて提唱している、市民自らが考え、行動し、決定することを基本とし、「協働のまちづくり」を推進し、市民自治を実現するため、まちづくりにおける最高規範として条例を制定することを宣言するものです。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">都留市民憲章（昭和 44 年 4 月 15 日告示第 10 号）</p> <p>わたくしたち都留市民は、美しい自然と伝統に誇りをもち、市民としての自覚と責任のもとに、文化及び産業の発達した平和なまちを築くため、市民の総意に基づき、この憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 健康で明るいまちにいたします。 1 自然を愛し、美しいまちをつくります。 1 文化都市にふさわしい豊かなまちを築きます。 1 たのしく働き、活気ある産業のまちに育てます。 1 たがいに信じ、協力し、平和なまちをつくります。 </div> | <p>前文</p> <p>私たちのまち都留市は、麗峰富士に生まれた清らかな水と豊かな自然に恵まれた美しいまちです。</p> <p>また、古くは城下町として栄え、郡内地方の政治、文化、経済の中心的な役割を担ってきました。</p> <p>このような、恵まれた環境と多彩な歴史や文化によって、都留市の教育風土が着実に生まれ、市立の都留文科大学を中心とした「学園のまち」として発展してきました。</p> <p>地方を取り巻く状況が著しく変化している今こそ、地方自治を見つめ直し、市議会、行政と情報を共有し、市政に参画し、ともに力を合わせて明日の都留市を創造する仕組みをつくる必要があります。</p> <p>私たちは、市民自らが考え、行動し、決定することを基本とし、都留市民憲章の精神のもと、すべての市民が一体感を持ち、子どもから高齢者までの誰もがまちづくりの担い手となって、協働のまちづくりを推進し、市民自治を実現するため、まちづくりの最高規範として、都留市自治基本条例を制定します。</p> |

| | | |
|--|--|--|
| <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、自治の基本理念にのっとり、自立した地域社会となるための仕組みを定め、豊かな市民生活を実現することを目的とします。</p> | <p>◇ 目的規定は、条例の制定目的を簡潔に表現するもので、条例全体の解釈・運用の指針となるものです。</p> <p>◇ この条例の目的は、「市民自治によるまちづくりを実現すること」であり、そのために「まちづくりで大切になる考え方」として基本理念及び基本原則を明らかにし、市民、議員、市長と職員の役割、市民参加の仕組みなどの基本的な事項をこの条例に定めることとします。</p> | <p>第1章 総則</p> <p>● (目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を明らかにし、市民、事業者、議会及び市（以下「各主体」という。）の役割、責務等を明確にするとともに、各主体間における情報共有、参画及び協働に関する基本的な事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とします。</p> |
| <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号のとおりとします。</p> <p>(1) 市 市長その他の執行機関をいい、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第7章に規定するものとして都留市が設置する行政機関をいいます。</p> <p>(2) 市民 市内に住み、学び、働き、活動するすべての人をいいます。</p> <p>(3) まちづくり 地域が抱えている課題に対して、様々な面から課題の解決を図ろうとする過程のことをいいます。</p> <p>(4) 参画 まちづくりに関して、計画段階から</p> | <p>◇ 用語の定義は、市民案に複数回記述されているものを中心とし、単独でその他に影響のないものについては、個別条文の中で定義及び解説を行うこととします。</p> | <p>● (用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 市民自治 まちづくりの主体者である各主体が、それぞれの役割に応じて、互いに連携し公共的な事柄を自主的に決定し、地域社会を築いていくことをいいます。</p> <p>(2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人をいいます。</p> <p>(3) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいいます。</p> <p>(4) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。</p> |

| | | |
|--|---|---|
| <p>実施に至る過程において、その一員として加わり、行動し、一つの目的達成を図ることをいいます。</p> <p>(5) 協働 まちづくりに関して、市民、市議会と市がそれぞれ主体的な一員として果たすべき責任と役割を自覚し、互いに協力して行動することをいいます。</p> <p>(6) 市民活動団体 市民が、市民生活の向上を目指して公益的活動を行う、市民の自主性によって結ばれた組織をいいます。</p> <p>(7) コミュニティ 地縁を基盤とした組織である自治会や町内会及び活動内容や目的によって結びついたテーマ型の組織をいいます。</p> <p>(8) 審議会 学識経験者等の専門家を含む行政機関に設置される合議制の諮問機関をいいます。</p> <p>(9) 市民自治 市民自らがまちづくりのための条例、総合計画その他のまちづくりのための重要な施策の策定に参画し、かつ、市民がそれぞれの立場や能力に応じてまちづくりのための活動を行い、安定した地域社会を形成することをいいます。</p> | | <p>(5) 参画 市の政策の立案、実施及び評価に至る過程において、責任をもって主体的に参加し、意思形成に関与することをいいます。</p> <p>(6) 協働 各主体が互いの自主性を尊重しつつ、それぞれの役割と責任に基づき、対等な立場で相互に補完し、協力することをいいます。</p> <p>(7) まちづくり 目指すべき地域社会のあり方を達成しようとする取組をいいます。</p> |
| <p>(条例の位置づけ)</p> <p>第2条 この条例は、都留市の最も基本的なルールを定めるものであり、市議会と市は、この条例に</p> | <p>◇ 本条では、自治基本条例の位置付けを、都留市の最高法規(都留市の憲法)として示しています。</p> | <p>● (条例の位置付け)</p> <p>第3条 各主体は、本市のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければ</p> |

| | | |
|---|---|---|
| <p>反するような別の条例の制定及び改正や廃止を行うことはできません。</p> | <p>◇ 市民、事業者、議会及び市は、それぞれの立場でこの条例に定める事項を遵守するよう努めるとともに、市は、市政を運営していくに当たっては、この条例の趣旨及び目的を最大限に尊重したうえで、総合計画その他のまちづくりに関する計画の策定、見直し並びに条例、規則等の制定、改正及び廃止等を行わなければならないということを規定するものです。</p> | <p>なりません。</p> <p>2 総合計画その他のまちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければなりません。</p> |
| <p>第2章 まちづくりの基本原則</p> | | |
| | <p>◇ 本条では、都留市のまちづくりを進めるための柱となる理念を示しています。</p> <p>◇ 日本の地方自治は、日本国憲法第92条の「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」と規定され、その地方自治の本旨に基づき地方自治法が施行されています。「地方自治の本旨」とは、「住民自治」と「団体自治」という二つの概念から成り立っており、「住民自治」とは、地方の運営はその地方の住民の意思と責任によって行われるという概念で、「団体自治」とは、地方の運営はその地方に国の支配から離れて独立した自治権を持つ地域を基礎とする団体により行われるという概念です。これらの概念は相互依存的な関係にあり、地方自治は、これらのどちらかが機</p> | <p>■（基本理念）</p> <p>第4条 本市は、市民一人ひとりの尊厳と自由を尊重し、市民自らの意思と責任のもと、公正、公平かつ平等な市民自治を確立するものとします。</p> <p>2 本市は、国及び他の自治体との適切な役割分担のもと、自主的かつ自律的な市政運営による各主体の協働を基本とした自治を確立するものとします。</p> |

| | | |
|--|---|---|
| | <p>能しない状態では、その本旨を全うすることはできません。</p> <p>◇ 第1項では、市民の人権を尊重する憲法の基本原理を明示したうえで、前文において市民が宣言した内容をうけ、市民が主体となったまちづくりを行うという「住民自治」の概念を規定しています。</p> <p>◇ 第2項では、市民、事業者、議会及び市の協働により自主的、自律的（自立的）にまちづくりを行うという国や他の自治体との関係において重要となる「団体自治」の概念を規定しています。</p> | |
| <p>（参加及び協働の原則）</p> <p>第4条 市民は、まちづくりの主体であることを認識して、自覚と責任をもってまちづくりに参加し、市民と市及び市民同士の信頼関係に基づいて協働でまちづくりを行います。</p> <p>2 市は、市の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民の参加を保障するとともに、市民との協働による市民自治を積極的に推進します。</p> <p>●（情報共有の原則）</p> <p>第5条 市民、市議会及び市は、まちづくりの基本原則を実現するために必要な情報を共有します。</p> | <p>◇ 本条では、都留市の基本理念の実現に必要な基本となる原則を示しています。</p> <p>◇ 第1号は、議会と市は、市政に関して保有する情報を意識的かつ積極的に市民や事業者に公開及び提供することはもちろんのこと、市民と事業者においてもまた情報の提供主体であることを認識し、ともに情報の共有を図っていくことを基本原則として規定しています。</p> <p>◇ 第2号は、議会と市は、それぞれが有している役割や責任に応じて、市民や事業者のまちづくりへの参加意識を促す啓発活動やその他自治に参加しやすい仕組みづくりを進め、容易に市政に参画できる機会を保障するとともに、市民や事業者</p> | <p>●（基本原則）</p> <p>第5条 基本理念を実現するため、本市の自治は、次に掲げる基本原則に即して行われなければなりません。</p> <p>(1) 情報共有の原則 各主体は、市政に関する情報を互いに共有することにより、市民主体のまちづくりを推進するものとします。</p> <p>(2) 参画の原則 各主体は、その役割、責務等に基づいてまちづくりに参加・参画するものとします。</p> <p>(3) 男女共同参画の原則 各主体は、男女が性別にかかわらず、対等な立場で参加し、参画するまちづくりを推進するものとします。</p> <p>(4) 協働の原則 各主体は、協働によるまちづ</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>は、市民が主体となるまちづくりの実現のために、市政に参画する権利と機会を有していることを認識し、自発的な意思を尊重したうえで、受動的ではなく主体的かつ積極的に市政運営に参画することを基本原則として規定しています。</p> <p>◇ 第3号は、市民、事業者、議会そして市が協働しながら男女共同参画社会の実現を図っていくことは、まちづくりを行っていくうえで大切な考えの一つです。ここでは、「男女共同参画」を基本原則とし、それを推進していくことを規定しています。</p> <p>◇ 第4号は、まちづくりの主体である市民と事業者、議会と市とが、それぞれまちづくりにおいて主役となり、相互の権利や権限、役割や責務等を認識したうえで、協力、補完しあいながら自立した地域社会の実現に向けて“「共に歩む」まちづくり”を行うよう基本原則として規定しています。</p> | <p>くりを基本とし、その共通認識のもと自立した地域社会の推進を図るものとします。</p> |
| 第3章 まちづくりの主役としての市民 | | 第2章 各主体の権利と責務 |
| | | 第1節 市民等 |
| <p>(市民の権利)</p> <p>第6条 市民は、まちづくりの主体として性別、国籍、年齢、心身の状況等に関わらず個人として尊重され、等しくまちづくりに参加する権利を有します。</p> | <p>◇ 本条では、市民主体のまちづくりを推進するための市民の権利を規定しています。</p> <p>◇ 第1項は、都留市が存在する豊かな自然や良好な生活環境の恵みを享受できる権利を明示する</p> | <p>● (市民の権利)</p> <p>第6条 市民は、本市の豊かな自然、良好な生活環境のもと、安全で安心な生活を営む権利を有します。</p> <p>2 市民は、市政に関する情報を知る権利を有しま</p> |

| | | |
|--|--|--|
| <p>2 市民は、市政情報について必要な情報を受け、自ら取得する権利を有します。</p> <p>3 市民は、地方自治法の規定に定めるところにより、行政サービスを等しく受ける権利を有します。</p> <p>4 市民は、互いに尊重され、まちづくりの参加、不参加を理由として不当な扱いを受けません。</p> | <p>とともに、日々の暮らしにおいて安全に、そして安心して生活する権利も市民として当然かつ重要な権利として規定しています。</p> <p>◇ 第2項は、自治の基本原則でも規定されている議会と市が保有する市政に関する情報を共有できることを「知る権利」として規定しています。</p> <p>◇ 第3項では、議会や市の執行機関の活動等市政運営の過程において市民が参画できることを権利として規定しています。</p> <p>◇ 第4項は、市民は、市域の広さ等の地理的・地域的な条件や世代、性別によらず平等に行政サービスを受ける権利を有していることを明確にしています。</p> | <p>す。</p> <p>3 市民は、市の政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程に参画する権利を有します。</p> <p>4 市民は、市が行う行政サービスを平等に享受できる権利を有します。</p> |
| <p>(市民の責務)</p> <p>第7条 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、互いに尊重し、積極的にまちづくりに参加し、伝統・歴史・文化等を次世代へ継承するよう務めるものとします。</p> <p>2 市民は、まちづくりに参加するにあたっては、ルールを守り、自らの言動に責任を持って取り組むものとします。</p> <p>3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任する義務を果たすこととします。</p> | <p>◇ 本条では、第6条の「市民の権利」と対になる市民の果たすべき責務を規定しています。</p> <p>◇ 第1項は、市民主体のまちづくりに当たって必要な市政運営に対して自ら意識的に参加し、参画する市民一人ひとりの基本的な姿勢を規定しています。</p> <p>自立した地域社会においては自己決定・自己責任の考え方が基本ですが、自己の発言や行動によりもたらされる影響を考慮せず、自己の私利私欲から発せられる主張を押し通そうとしたり、他人の意見をさえぎるようなことは、決して好ましい</p> | <p>● (市民の責務)</p> <p>第7条 市民は、前条第2項及び第3項に規定する権利を有していることを認識し、主体的かつ積極的に市政運営に参加し、及び参画するものとします。</p> <p>2 市民は、市政運営に参画するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持つとともに、他の市民の意思及び意見を尊重するよう努めるものとします。</p> <p>3 市民は、前条第4項に規定する権利を履行するにあたっては、それに伴う応分の負担を受け持つものとします。</p> |

| | | |
|---|---|--|
| | <p>ものではありません。</p> <p>◇ 第2項では、市政運営に参画する者同士お互いを尊重しあい、対等な立場で協力するよう規定しています。</p> <p>◇ 第3項は、第6条第4項に規定する行政サービスを受けるには、そのサービスを受けるための負担（税の負担に限らず、サービスを受けるための手数料や使用料等を含みます。なお、経済的な負担だけでなく、市民が行う公益性が高いコミュニティ活動等も広い意味で“負担”と考えられます。）を受け持つ必要があります。ここでは“応分の負担”を、責任の分担と経済的負担の分担として表し、その分担に当たっては、所得状況に応じた市民税の負担や保有固定資産に伴う固定資産税の負担、行政サービスの多少に見合った手数料、使用料等の負担など、その負担能力及び状況に応じて個々に担任することが求められます。</p> | |
| <p>(子どもの権利)</p> <p>第8条 子どもは、社会の一員として尊重され、それぞれの年齢にふさわしくまちづくりに参加する権利を有します。</p> <p>2 子どもは、安心して健やかに育ち未来に向かって伸びやかに翔く環境を与えられる権利を有します。</p> | <p>◇ 本条では、次世代を担う子どもを「権利の主体」として規定しています。</p> <p>子どもそれぞれが持っている個性や能力を社会が的確に判断することにより、より子どもにあった指導や教育ができ、その適切な指導、教育によって結果として健全に育っていけるものと考えます。</p> | <p>★ (子どもの権利)</p> <p>第8条 子ども（年齢満20歳未満の市民をいう。以下この条及び第15条において同じ。）は、自らの個性と能力に応じ、適切な指導及び教育を受ける権利を有するとともに、健全に成長できる権利を有します。</p> <p>2 子どもは、自由に自己を表現し、意見を表明する権利を有するとともに、成長に応じて市政に参</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>◇ 第1項では、それを子どもの権利として明確にしています。なお、「子ども」の定義については、民法の成年の規定に準じ、20歳未満としました。</p> <p>子どもは「市民」に含まれており、「市民の権利」として明示されているものは、当然子どもの権利でもあります。しかしながら、これまで「保護の客体」とされてきた子どもの立場を「権利の主体」としたことから、あえて明確にしようとしたものです。</p> <p>◇ 第2項では、表現の自由と意見表明を権利として明らかにし、成長に応じた市政参加をもまた子どもの重要な権利として規定しています。</p> | <p>加する権利を有します。</p> |
| <p>▼（高齢者の権利）</p> <p>第9条 高齢者は、いきいきと安心して生きがいのある生活を送る権利があります。</p> <p>2 高齢者は、長年の人生で培ってきた経験と知恵を社会へ教授する権利があります。</p> <p>3 高齢者は、安心して生きがいのある生活を送り、経験や知恵を社会へ教授するために必要な支援を受ける権利があります。</p> | <p>◇ 高齢者は「市民」に含まれており、「市民の権利」として明示されているものは、当然高齢者の権利でもありますし、返って高齢者を社会的弱者としてしまうので、あえて規定する必要はないと考えます。</p> | |
| <p>（事業者の権利と責務）</p> <p>第11条 事業者は、地域社会の一員として、市民、市議会及び市と共に協働、連携して所在地域の活動に積極的に参加するとともに、地域との調和を図る中で、地域とともに発展することを目指しま</p> | <p>◇ 本条では、地域社会の構成員としての事業者の権利と、果たすべき責務を規定する必要があると考えます。</p> <p>◇ 事業者は、市民と同様の権利や責任、責務のほ</p> | <p>●（事業者の権利と責務）</p> <p>第9条 事業者は、第6条及び第7条に規定する権利、責務等を有するほか、地域社会を構成する一員としての、社会的責任を認識し、環境及び市民生活に配慮した事業活動の推進、公益的な活動へ</p> |

| | | |
|---|--|---|
| <p>す。</p> <p>2 ickanan shiyakusha mo kenzon shiyakusho no hihan, jiki chiku kaku e no sanka ni oshi, sono kaku o sonze sare, kō no fukushi ni hianai rikari shi kara shien o ukeru koto ga dekimasu.</p> <p>3 shiyakusha wa, kenzon chiku no shōrai ni oke, shiyakusha ma no maritari naku renkyō, kyōri shite machi tsukuri o shūsin suru mono to shimasu.</p> | <p>かに、事業活動を行うに当たっては、環境の調和、安全で安心な住民生活に最大限に配慮することが地域社会の構成員として大きな役割を担う事業者の責務であり、その責務を果たすことが、健全なまちづくりに繋がっていくものと考えます。</p> | <p>の積極的な参加等を行い、健全な地域社会づくりに寄与するものとします。</p> |
| <p>(都留文科大学の役割)</p> <p>第 12 条 都留文科大学は、都留市と協働します。</p> <p>2 都留文科大学は、その知的財産を地域に還元し、地域の発展に寄与します。</p> <p>3 都留文科大学は、市民と学生の交流を積極的に進め、地域の活性化に努めます。</p> | <p>◇ 市民案をほぼ採用しています。</p> <p>◇ 第 1 項には「連携」を加え、第 2 項は市民案の第 2 項と第 3 項を合わせています。(全国では例が見当たらないので、本市の特徴となります。)</p> | <p>★ (都留文科大学の役割)</p> <p>第 10 条 都留文科大学は、市と連携及び協働するものとします。</p> <p>2 都留文科大学は、その知的財産を地域に還元及び市民と学生の交流を積極的に進め、地域の発展及び活性化に努めるものとします。</p> |
| <p>第 6 章 市民のための市議会</p> | | |
| | | <p>第 2 節 市議会</p> |
| <p>(市議会の役割と責務)</p> <p>第 26 条 市議会は、市民の信任を基盤として信託に応え、市長の市政運営の監視や牽制を行うものとします。</p> <p>2 市議会は、広く市民の意見を取り入れた立法活動や調査活動等を積極的に行い、市議会の活性化と市政の発展を図るものとします。</p> <p>3 市議会は、積極的に情報を公開し、市民の意思が広く反映される開かれた議会となるよう努め</p> | <p>◇ 本条では、市民の代表である議会の権限と、果たすべき責務を規定しています。</p> <p>◇ 第 1 項は、地方自治法で規定されている議会の代表的な権限を明示するとともに、市政に関する事項で、別に法令や条例で定められた事項についても議決することを規定しています。</p> <p>◇ 議会は、執行機関である市が行う市政運営を監視及びけん制することにより、その方向を正して</p> | <p>● (議会の権限及び責務)</p> <p>第 11 条 議会は、条例の制定又は改廃、予算及び決算の認定等を議決するほか、市政に関する事項で別に法令又は条例で定められた事項について議決する権限を有します。</p> <p>2 議会は、市の意思決定機関として、市民の意思の把握に努め、それを市政に反映させるとともに、適正に市政運営が行われているかを監視し、及びけん制するものとします。</p> |

| | | |
|------------------|---|---|
| <p>るものとしします。</p> | <p>いく役割を有しています。これは、議会が市における唯一の意思決定機関であり、市民の意思を市政に反映できる重要な役割を担っているからにはほかなりません。</p> <p>◇ 第2項では、その議会が有する最も重要な権能（権限及び能力）を規定しています。</p> <p>◇ 第3項は、議会は、会議（本会議に限らず、常任委員会や特別委員会、それらの会議録も含まれます。ただし、地方自治法第115条第1項ただし書の規定に基づく秘密会は除きます。）の公開と個人情報保護に十分配慮した保有情報の市民共有を行うことはもちろんのこと、議会としてその政策決定における過程を市民にわかりやすく説明する責任を果たすことにより、より開かれた議会運営に努めることを規定しています。</p> | <p>3 議会は、会議の公開を原則とし、審議の経過やその内容等を適切な方法を用い市民に説明することにより、開かれた議会運営に努めるものとしします。</p> |
| | <p>◇ 本条では、市民の代表者として議員が果たすべき責務を規定しています。議会がその権能の適切な履行と責務を果たすためには、議員も個々に重要な役割を担っており、その責任を自覚したうえで、職務を全うすることが求められます。</p> <p>◇ 第1項では、その責任の認識を踏まえ、政治をつかさどる者としてその人格と倫理の向上に努め、議員活動に関する情報を市民に対し公開していくことを努力義務として規定しています。</p> | <p>■（議員の責務）</p> <p>第12条 議員は、市民の代表者としての責任を自覚し、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、政治倫理の確立を図り、議員活動の内容を積極的に公開するよう努めるものとしします。</p> <p>2 議員は、審議能力及び政策提案能力の向上に資するため、自己研さんに努めるものとしします。</p> |

| | | |
|---|--|---|
| | ◇ 第2項は、議員として地域課題や市民意見を把握するとともに、それを汲み取り意思決定において適切に履行・判断するために必要な審議能力や政策提案能力を向上させ、そしてその能力向上に必要な情報収集や調査研究に努めるよう規定しています。 | |
| 第5章 市民のための行政 | | |
| | | 第3節 市長等 |
| <p>(市長の役割と責務)</p> <p>第17条 市長は、市政の代表者として市民の信託に応え、この条例の理念に基づき、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければなりません。</p> <p>2 市長は、市議会及び市民に対し、市政に関する情報を積極的に公開し、及び説明する義務を負います。</p> <p>3 市長は、この条例の目的を達成するため、市職員を適切に指揮監督し、人材の育成に努めなければなりません。</p> | <p>◇ 本条では、市長（執行機関としての市長を含む。）の権限と、果たすべき責務を規定しています。</p> <p>◇ 第1項は、地方自治法で規定されている普通地方公共団体の長が有する基本的な権限を明示しています。</p> <p>「市を代表する」とは、市の執行機関だけでなく、議会や市民等すべてを含めて集約的な普通地方公共団体としての長の立場を表すものです。</p> <p>「事務を管理」とは、事務を整理、調整、企画、立案する等の処理と、内部的な人事取扱、予算編成、財産管理、議案の発案等を含むものであり、「(事務を)執行」とは、許認可等の処分、検査、工事の施行等を指すものです。</p> <p>◇ 第2項は、市長は、自己の地位による影響力を不正に行使することなく、市政運営の基本理念、</p> | <p>★ (市長の権限及び責務)</p> <p>第13条 市長は、市を代表するとともに、市の事務を管理し、及び執行する権限を有します。</p> <p>2 市長は、政治倫理の確立に努め、この条例に基づいた市政運営を誠実に行うとともに、自立した地域社会を実現するために必要な施策を総合的かつ計画的に講じるものとします。</p> <p>3 市長は、市政運営に当たっては、常に経営感覚を持ち、費用の節減及び収入の確保に努めるとともに、事業運営及び財政の健全化を図るものとします。</p> <p>4 市長は、リーダーシップを発揮し、職員を適切に指揮監督するとともに、効率的かつ効果的な組織運営を行うものとします。</p> <p>5 市長は、組織運営に当たっては、市政の課題に的確に対応できる職員の育成に努めるとともに、職員の能力及び適性に応じた配置に努めるもの</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>基本原則を規定したこの条例に基づいて、市が目指すべき自治体像の実現のために必要な施策や事業を展開していくことを規定しています。</p> <p>◇ 第3項は、施策の実施等に当たっては、費用対効果等を十分検討し、コスト意識に根ざした確かな経営感覚を持って行うとともに、適正な受益者負担の観点や市税等の負担の公平性を念頭に置いた徴収及び滞納対策を講じ、国、県の動向や都留市としての自主財源の状況等を総合的に勘案したうえで、持続可能な自治体運営を自治体経営者の視点から取り組むよう規定しています。</p> <p>◇ 第4項は、市長は、市の代表者として、効率的で効果的な市政運営を行うためには職員に対し必要な事項を的確に指示し、また、市民の信頼を失くすような行為や不適切な発言や行動がないよう厳しく監督することが求められます。ここでは、力強いリーダーシップの必要性とともに、適切な指揮監督権の行使に基づいた組織の統率の重要性を規定しています。</p> <p>効率的で効果的な組織運営を行うに当たっては、市民の期待や要求に迅速かつ適切に応じることができる職員の育成が不可欠です。</p> <p>◇ 第5項では、職員の人材育成を効果的に行うプログラムの導入をはじめ、職員の能力の向上を主体的に行う仕組みを整備するよう努めるととも</p> | <p>とします。</p> <p>6 市長は、本市の魅力や情報をあらゆる機会を通じて主体的かつ積極的に発信するよう努めるものとします。</p> |
|--|--|--|

| | | |
|---|---|---|
| | <p>に、職員個々の能力を適正に評価したうえで、適材適所の配置を行うことが必要であることを規定しています。</p> <p>◇ 第6項は、市長は自ら市の広告塔として、主体的かつ積極的に豊富な自然環境や歴史遺産、伝統文化、農産物、伝統工芸品などの市の魅力や情報についてPR活動（広報活動）を行うよう規定しています。これは、市民に郷土の誇りを抱かせるとともに、市への移住者を増大させる有効な手段と考えます。</p> | |
| <p>(市職員の役割と責務)</p> <p>第18条 市職員は、法令の定めるところによるほかこの条例の理念を尊重し、全体の奉仕者として公共の利益のため、公正かつ誠実に職務を執行しなければなりません。</p> <p>2 市職員は、都留市を含む国、県、その他地方公共団体等(以下、この章において「行政」といいます。)と市民との連携を図る役割を担い、市民のまちづくりへの参画を推進するものとします。</p> <p>3 市職員は、前2項の職務を遂行するため、政策能力の向上に努めるものとします。</p> | <p>◇ 本条では、職員が個人の責任において果たすべき責務を規定しています。</p> <p>◇ 第1項は、憲法に規定する公務員としての地位を明示するとともに、職務を行うに当たっては、法令遵守（コンプライアンス）の徹底のもと、市民の立場に立って、誠実に公正で、公平にその職務を努めることを規定しています。</p> <p>職員は、第1項にあるように職務に係る倫理を保持し、法令を遵守しなければいけません。法令違反や市政に対する信用失墜行為がなされたり、行われようとするときには、これを最も的確に把握出来る立場にある者の情報提供が必要となります。</p> <p>◇ 第2項では、その必要性を職員が十分認識する</p> | <p>● (職員の責務)</p> <p>第14条 職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、職務に係る倫理を保持するとともに、法令を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行するものとします。</p> <p>2 職員は、行政執行の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう行為（第34条において「是正対象行為」という。）により、公共の利益に反するおそれがある場合は、その事実を通報するものとします。</p> <p>3 職員は、効率的な職務の遂行に必要な知識、技術等の能力の向上に資するため、自己研さんに努めるものとします。</p> |

| | | |
|--|---|---|
| | <p>とともに、市民の公益の観点からその事実を通報するよう規定しています。</p> <p>◇ 第3項では、効率的に職務を行うに当たっては、自ら自己の能力向上に努めることが重要であり、職務を執行するために、意識的に情報収集や研究、学習を進め、必要な知識、技術等を身に付けることが必要であることを規定しています。</p> | |
| | <p>◇ 本条では、市民、事業者、議会及び市が共通して担うべき責務について規定しています。</p> <p>現在、市では「次世代育成支援行動計画」を定め、次世代を担う主体としての子どもが健やかに育つ環境の整備を主体的かつ積極的に行っています。そして子どもの一番身近な存在である保護者においては、子どもを養育する役割と責任を自覚し、家庭環境の充実を図ることが必要となります。また、そのほかの市民や事業者においても、社会を構成する一主体としての子どもが、健全に育っていけるよう環境づくりや必要な支援を行うことが求められます。</p> <p>◇ 第1項では、各主体が第8条に規定する「子どもの権利」について正しく理解し、そのうえで次世代を担う子どもが健全に育っていける環境に責任を持つよう規定しています。</p> <p>本市は、前文にも示したとおりの豊かな自然環</p> | <p>■（各主体の責務）</p> <p>第15条 各主体は、第8条に規定する子どもの権利の適正な履行に対して責任を有することを認識するとともに、それぞれの役割に応じてその環境づくり及び適切な支援に努めるものとします。</p> <p>2 各主体は、本市の固有の地域資源（有形、無形に限らず、自然環境、歴史文化遺産その他の地域の個性を形成する要素をいう。）を保全するとともに、次の世代に引き継ぐよう努めるものとします。</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>境に育まれた地域です。この恵まれた地勢を生かした農業や林業を中心としながら、地場産業を営み、工業化を進め、さらには都留文科大学を設置し、人を育てる学園都市としても発展してきました。また、城下町としての歴史と伝統が息づき、八朔祭での大名行列や屋台をはじめとした伝統行事や民俗文化が継承されています。古くから語り継がれてきた伝説や民話、脈々と受け継がれてきた祭りや地域行事など、国登録文化財、県指定文化財等も豊富に存在します。</p> <p>◇ 第2項では、各主体は、「都留市景観ガイドプラン」に規定されている責務のほか、その地域固有の資源の大切さを自覚するとともに、連携、協力のもと後世に引き継いでいくために必要な役割を果たすよう規定しています。</p> | |
| <p>▼（市の役割と責務）</p> <p>第19条 市は、市民に代わって行政事務を管理執行するものとして、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければなりません。</p> <p>2 市は、法令及び市の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務を適正かつ効率的に実施しなければなりません。</p> <p>3 市は、政策の企画立案、実施、評価及び見直しの過程に係る情報を分かりやすく市民に提供す</p> | <p>◇ 本条例のほとんどすべての条文にわたり、「市は、何々・・・」というように規定されているので、あえて「市の役割と責務」として規定する必要はないと考えます。</p> | |

| | | |
|---|--|---|
| <p>るよう努めるものとします。</p> <p>4 市は、市民がまちづくりに参画する権利を保障し、その実現のための施策、機会の充実及び条件の整備を進めるものとします。</p> | | |
| <p>第7章 みんなでまちを創っていくための仕組み</p> | | <p>第3章 まちづくりにおける基本的事項</p> |
| | | <p>第1節 情報共有</p> |
| <p>(情報の公開及び提供)</p> <p>第28条 市は、市民に対し市の保有する情報を積極的に公開するとともに、迅速に、分かりやすく提供しなければなりません。</p> | <p>◇ 本条では、市政に関する情報の公開及び提供について規定しています。</p> <p>◇ 第1項は、第5条第1号に規定する「情報共有の原則」の具体について、第6条第2項に規定する市民の「市政に関する情報を知る権利」を保障するとともに、市政運営の透明性の確保を、別に定める情報公開に関する必要なルールを規定した「都留市情報公開条例」に従い、公正、公平、誠実に情報の公開を行うことを規定しています。</p> <p>◇ 第2項は、市が持ちえる公表手段を積極的に活用するとともに、外部メディア等も利用しながら、市民の情報公開に係る権利を履行するのを待つのではなく、市民の市政への関心や参加意欲を高める努力を行うことを規定しています。</p> | <p>★ (情報の公開及び提供)</p> <p>第16条 市は、市民の知る権利を保障し、公正かつ誠実に別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を公開するものとします。</p> <p>2 市は、広報紙、ホームページその他の媒体を活用し、市政に関する情報を市民に積極的に提供するものとします。</p> |
| | <p>◇ 本条では、市が保有する個人情報の取扱いにおける基本的な考え方について規定しています。</p> <p>市は、前条で規定しているとおり、保有する情</p> | <p>■ (個人情報の保護)</p> <p>第17条 市は、保有する個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利を明らかにするとともに、個人の権利及び利益が不当に侵害されるこ</p> |

| | | |
|---|---|--|
| | <p>報を積極的に公開及び提供することを原則としますが、個人の権利利益を保護しなければならないことや、収集した個人情報を厳重に管理することは、市政への信頼性を担保する必要不可欠な要素です。ここでは、市民が有する自分自身の個人情報の取扱いに関する基本的な権利を明示するとともに、個人情報の保護について必要なルールを規定した「都留市個人情報保護条例」に従い、個人情報の有用性に配慮しつつ、適切かつ厳重に個人情報の取扱いに関し必要な措置をとることを規定しています。</p> | <p>とがないよう、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報の保護について必要な措置を講じるものとします。</p> |
| | | 第2節 参画 |
| <p>(説明責任) 第29条 市は、市の進める仕事に関わる企画立案、実施、及び評価において、その内容や必要性、妥当性などについて、市民に理解されるよう、分かりやすく説明しなければなりません。</p> | <p>◇ 本条では、市が保有する市政に関する情報について適切な方法により説明する責任があることを規定しています。</p> <p>◇ 市政運営に市民が参画するに当たり、市の政策に関して透明性を確保するためには、結果だけではなく、その形成過程における情報を適正な時期に分かりやすい方法で説明する責任があります。市民がその政策についての必要性を理解することにより、その政策を実現するために施策等への市民参加が促進されることが期待されます。</p> | <p>★ (説明責任) 第18条 市は、市の政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等について市民に適切な方法により説明するものとします。</p> |
| <p>(パブリック・コメント制度) 第30条 市は、まちづくりに関する政策の策定に</p> | <p>◇ ここでは、「市民生活に重要な影響を及ぼす」</p> | <p>★ (意見聴取制度) 第19条 市は、次の各号に掲げる事項のうち市民</p> |

| | | |
|---|--|---|
| <p>あたっては、市民の市政への積極的かつ幅広い参加の機会を確保するため、パブリック・コメント制度を実施します。</p> <p>2 市は、パブリック・コメント制度を実施しようとするときは、事前に市民に十分な周知活動を行い、広く市民から意見を聴取できるよう努めます。</p> <p>3 市は、パブリック・コメント制度により市民から提案された意見について、採否の結果及びその理由について公表します。</p> | <p>ということがキーワードになりますが、市が、市民生活に重要な影響を及ぼすような計画や条例、施策については、それらを作ったり、廃止したり、実施する場合は、市民に情報を提供し、それについての意見を求めるという制度です。</p> <p>◇その際は、パブリックコメントだけでなく、懇談会やその他多様な方法の中から適切な方法を選択して市民の意見を聴取するというものです。意見が出されたときは、これに対して回答を行い、公表することを規定しています。</p> | <p>生活に重要な影響を及ぼすものについては、市民に当該事項に関する情報を提供し、意見を求めなければなりません。</p> <p>(1) 計画の策定、変更又は廃止 (2) 条例の制定、改正又は廃止 (3) 施策の実施、変更又は廃止</p> <p>2 市は、前項の規定により意見を求めるときは、次の各号に掲げるもののうち適切な方法を選択し、市民から提示された意見に対して回答し、これを公表しなければなりません。</p> <p>(1) 審議会、懇談会等への委員としての参画 (2) 公聴会等への参画 (3) 一定の課題について集団で検討作業をおこなうこと（ワークショップ等）への参画 (4) 意思決定過程での素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度（パブリックコメント等）への意見表明 (5) アンケート調査等への意見表明</p> |
| <p>(審議会委員の公募制)</p> <p>第 31 条 市は、市民の意見を市政に反映されるため、審議会等を設置するときは委員に公募の市民を積極的に加えるよう努めるとともに、その構成について男女比率等に著しい偏りが生じないよう配慮しなければなりません。</p> | <p>◇ 本条では、附属機関等に市民が参加できる機会を保障するとともに、会議を原則公開とすることにより透明性の高い市政運営を行うことを規定しています。</p> <p>市には、法令、条例、要綱等の規定により、審議会や調査会、審査会や委員会などの附属機関や</p> | <p>★ (附属機関等)</p> <p>第 20 条 市は、審議会、審査会その他の附属機関及びこれに類するもの（以下「附属機関等」という。）を組織し、又は運営するに当たっては、正当な理由がある場合を除き、公募による市民を構成員に含めるとともに、その構成員は、男女の均衡を図るよう努めるものとします。</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | <p>私的諮問機関などが設置されています。これらの機関はその性格上、専門的な知識や経験を有している方々を委員として選任するのはもちろんですが、参加、協働の原則を踏まえ、市民が市政へ参画する一つの機会として、構成員に公募による市民委員を含めることを保障することは必要なことと考えます。附属機関や私的諮問機関の設置目的や所掌事項を考慮し、男女比率の均衡が図られるよう配慮したうえで幅広い人材を確保することにより、もって市民主体のまちづくりの推進を図ることを第1項において規定しています。</p> <p>◇ 第2項では、開かれた市政運営の観点からその機関の会議は、個人情報への配慮や秘匿性が高いものでない限り、市民が容易に傍聴できる機会を確保したり、その会議の議事録等を公開等することが原則であることを規定しています。</p> | <p>2 附属機関等の会議は、公開を原則とします。</p> |
| | <p>◇ 本条では、附属機関等の構成員において男女の均衡を図るほか、男女共同参画を積極的に推進するための措置を講じるよう規定しています。</p> <p>◇ 男女共同参画とは、男女が性別にかかわらず、自らの意思によって個人の能力と個性を最大限に発揮し、社会のあらゆる分野に対等に参画し、共に責任を担うことをいいます。</p> <p>◇ 市は、基本原則とした「男女共同参画の原則」</p> | <p>■（男女共同参画）</p> <p>第21条 市は、前条第1項に定めるもののほか、別に条例で定めるところにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために必要な措置を講じるものとします。</p> |

| | | |
|---|--|--|
| | のもと、その推進に関する施策の基本的事項を制定した「都留市男女共同参画基本条例」に基づき、男女共同参画の推進を図っていくことを規定しています。第 20 条において規定している附属機関等の構成員における男女の均衡配置のほか、市民参画のあらゆる場面において男女共同参画を念頭においた市政運営を行おうとするものです。 | |
| | | 第 3 節 住民投票 |
| (住民投票) 第 33 条 市長は、市政に係る特に重要な事項について、広く市民の意思を確認するため、必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。 2 市長は、住民投票で得た結果を尊重します。 3 住民投票の実施について、必要な事項は、別に定めます。 | ◇ 市民案をほぼ採用しています。 ◇ 本条は、市政に関する重要事項について、広く市民の総意を把握するため住民投票に関する規定を定めたものです。 ◇ 市長は、市政の重要事項について、自らの発議、議会の発議又は市民の請求により議会の議決を経て、住民投票に関する手続きを定めた条例を制定することで、住民投票を実施することができます。 ◇ 現在では、市民の市政への参画意識も高まっており、様々な重要課題の中で市の将来を左右するような案件については、市民自ら判断するような条項が必要であると考えます。 | ★ (住民投票) 第 22 条 市長は、市政に関する重要な事項について、住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。）の意見を確認するため、別に定めるところにより、住民投票を実施することができます。 2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。 |
| | ◇ 本条は、前条の住民投票を受けて、住民投票の請求及び発議の要件についてを、市民、市議会、 | ■ (住民投票の請求及び発議) 第 23 条 市民のうち本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の |

| | | |
|--|--|---|
| | <p>市長のそれぞれについて、地方自治法に準じ規定しています。</p> | <p>50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。</p> <p>2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の 12 分の 1 以上の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。</p> <p>3 市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。</p> |
| <p>▼（直接請求制度）</p> <p>第 34 条 住民は、条例の制定及び改廃、市議会の解散、市長及び市議会議員の解職等について、地方自治法の規定に基づき請求することができます。</p> | <p>◇ 直接請求制度は、間接民主主義の欠陥を補強し、住民自治の徹底を期するため、直接民主主義の原理に基づく直接請求の権利を住民の基本権として認めているものです。</p> <p>◇ しかしながら、議会の議員及び長は住民自らが選挙したものであり、地方公共団体の運営は、基本的には住民多数の意思を反映して選任された者によるべきもの（間接民主制）であるから、施政が適切でなく、民意を反映していないといしても、これを濫用し、いたずらに政治的陰謀の具となることのないよう配慮するなど、また、市長の責務、議員の責務等を本条例に謳うことで、本条は規定しないこととします。</p> | |

| | | |
|---|--|---|
| <p>(協働のまちづくりの推進)</p> <p>第 27 条 市民、市議会及び市は、都留市のあるべき将来像を共有し、その実現に向けたまちづくりに誠心誠意取り組まなければなりません。また、まちづくりを進めるにあたっては、それぞれの責務と権利を自覚するため、この条例等を十分に理解し、活用し、遵守していかなければなりません。</p> <p>2 協働のまちづくりを進めるにあたっては、市は市民に対して必要な支援を行うこととします。</p> <p>3 協働のまちづくりを進めるにあたっては、市民は市に対してその協力を惜しまないこととします。</p> <p>4 市民、市議会及び市は、協働のまちづくりが十分行われるために、別にルールを整備し、推進していくこととします。</p> | <p>◇ 本条では、本条例の基本原則である協働の原則にのっとり、市の責務として必要な施策を講じるよう規定しています。</p> <p>◇ 同じまちに住むものの共通課題となる公共的な課題は、その解決に当たりその地域社会を構成する多様な主体（市民、事業者・企業、NPO法人やボランティア団体などの市民公益活動団体、自治会や町内会などの地域コミュニティそして議会や市の執行機関等）が共通した課題意識を持ち、その解決に協働で当たることが求められます。</p> <p>◇ 市は、将来にわたって持続可能な地域社会を築いていくため、多様な主体がそれぞれの能力や個性を活かしながら協働し、公共的な課題をともに担い合っていく仕組みの構築に向け、必要な支援や総合的な施策を整備していくことを規定しています。</p> | <p>第 4 節 協働</p> <p>● (協働の推進)</p> <p>第 24 条 市は、公共的な課題の解決のため、市民、事業者その他の地域社会を構成する主体と協働の意義及び目的を共有するとともに、協働を共に推進していくための総合的な施策を整備するよう努めるものとします。</p> |
| | <p>◇ 住民は、コミュニティ活動、住民自治を実現するため、その核として地区単位で地域協働のまちづくり推進会を設立し、地域の他の住民活動を連携させ、手づくりのまちづくりを目指すことを規定します。また、地域協働のまちづくり推進会は、</p> | <p>■ (地域協働のまちづくり推進会)</p> <p>第 25 条 市民は、次条に規定する地域コミュニティを地区単位で実現するための組織として、地域協働のまちづくり推進会を設立するものとします。</p> <p>2 地域協働のまちづくり推進会は、当該地域の市</p> |

| | | |
|---|--|--|
| | <p>地域の住民に開かれるものでなければならないというものです。</p> <p>◇ なお、この規定に基づき、市内7地域に地域協働のまちづくり推進会が設立されたということです。</p> | <p>民に開かれたものとし、市、自治会その他の組織と連携しながら協力してまちづくりを行います。</p> |
| <p>第4章 地域担い手としてのコミュニティ</p> | | |
| <p>(コミュニティの意義と役割)</p> <p>第13条 市民は、コミュニティが地域の担い手であることを認識し、これを守り、育てなければなりません。</p> <p>2 コミュニティは、地域の担い手として、主体的にまちづくりに参画するように努めるものとします。</p> <p>● (コミュニティの連携及び協力)</p> <p>第14条 コミュニティは、互いに連携、協力して、まちづくりを進めるものとします。</p> <p>● (コミュニティ活動への支援)</p> <p>第15条 市は、地域の担い手としてまちづくりに取り組むコミュニティに対し、その活動を促進するための必要な支援を行うこととします。</p> <p>● (公共サービスへの参入機会の提供)</p> <p>第16条 市は、コミュニティの特性が発揮できる分野において、公共サービスへ参入する機会の提供に努めるものとします。</p> | <p>◇ 本条では、自治会や町内会などの最も基礎的な地域コミュニティについて規定しています。</p> <p>◇ 市民の権利である安全で安心なまちづくりを推進するためには、そこで暮らす市民が組織する基礎的な集まり(例：自治会、町内会等)が重要な役割を担います。児童、生徒たちの通学時における安全確保や、独居老人への見守り体制の構築、災害発生時の救助活動など、住みよいまちをつくるために旧来からの住民組織である自治会や町内会等に期待されることはとても大きいと考えます。また、地域の固有課題について、地域住民同士で話し合い、解決に向けて協力して行動するとともに、必要な場合には市や関係機関等へ対応を求めることなども、この基礎的な集まりが基本となるものです。</p> <p>◇ 第1項では、この基礎的な集まりを地域コミュニティと定義し、それがまちづくりにおいて重要な「担い手」であることを確認しています。</p> | <p>● (地域コミュニティ)</p> <p>第26条 市民は、住みよい地域社会をつくり、維持していくため、地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により構成された基礎的な集まり(以下「地域コミュニティ」という。)を基本とし、様々な地域における課題の解決に向けて主体的に行動するものとします。</p> <p>2 市は、地域コミュニティの自主性及び自律性を尊重するとともに、その活動を促進するために必要な措置を講じるものとします。</p> |

| | | |
|---|--|--|
| | <p>◇ 第2項は、市長をはじめとする市の執行機関は、この地域コミュニティが担っている役割を理解し、そして尊重しながら、その活動に必要な施策や事業を行っていくことを規定しています。</p> | |
| <p>(市民活動団体の権利と責務)</p> <p>第10条 市民活動団体は、その活動の自主性、自立性を尊重され、公の福祉に反しない限り、市から支援を受けることができます。</p> <p>2 市民活動団体は、その活動において自らの発言や行動に責任を持たなければなりません。</p> | <p>◇ 本条では、市や市民は、市民公益活動に対し必要な支援をするとともに、市民公益活動を行う法人や団体などにも協働によるまちづくりの一翼を担うよう規定しています。</p> <p>NPO法人やボランティア団体などの営利を目的としない社会貢献活動が近年盛んに行われるようになってきました。これらの団体等は、特定の目的や使命を達成するために組織され、機動性と先駆性、専門性を生かして直面する課題への対応や、行政では困難な社会サービスの提供を行うものであり、自立した地域社会を築くために必要不可欠な役割を担っています。</p> <p>◇ 第1項では、市は、これらの団体等の役割の重要性を認識し、その活動を尊重するとともに、その活動の促進のため、条例を定め必要な支援等を行うよう規定しています。これが、「都留市民活動推進条例」です。</p> <p>市民公益活動を行う法人や団体がその社会的な意義を全うするためには、市民の社会貢献活動</p> | <p>● (市民公益活動)</p> <p>第27条 市は、社会一般の利益に資する自発的、自主的及び継続的に行う非営利活動(以下「市民公益活動」という。)を尊重するとともに、その活動を促進するため、別に条例で定めるところにより、適切な措置を講じるものとします。</p> <p>2 市民公益活動を行う法人その他の団体は、協働によるまちづくりの重要な担い手としての認識のもと、その活動が広く市民から理解されるよう努めるものとします。</p> <p>3 市民及び事業者は、市民公益活動の意義を理解し、市民主体の自治の実現のため、必要な協力又は支援に努めるものとします。</p> |

| | | |
|--|---|---|
| | <p>への理解が最も重要な要素です。そのためには、市民公益活動団体自らが、市民に対し自身の活動への意識を高めていく試み（市民意識の醸成）や自身の活動へ参加を促すきっかけづくりやその活動を継続しやすい環境づくり（市民参加環境の整備）を行うことが求められます。</p> <p>◇ 第2項では、市民活動団体の責務として、その期待される役割を担うべく、市民に対して、行っている活動に関する情報の提供を行うなど、広く市民からその活動が理解される努力を行うよう規定しています。</p> <p>◇ 第3項では、市民や事業者も社会貢献活動などの市民公益活動がよりよい地域社会を築いていくうえで不可欠なものであるという認識をもち、自らのできる範囲において参加・協力や援助・支援に努めるよう規定しています。</p> | |
| | | 第4章 市政運営 |
| <p>(総合計画)</p> <p>第20条 市は、総合的かつ長期的な行政運営を行うため総合計画を策定し、この計画に即して事業を行わなければなりません。</p> <p>2 市は、総合計画の進行管理を的確に行うものとします。</p> <p>3 市は、行政分野ごとの計画を立案する場合は、総合計画との整合及び計画相互間の調整を図ら</p> | <p>◇ まちづくりを着実に進めていくために、市は、将来予測に基づく明確な目的、目標を示した計画的な市政運営を行う責任があります。</p> <p>◇ 市では、地方自治法に基づき議会の議決により定める基本構想と、市長が施策の方向性を定める基本計画、それを実行するための実施計画を策定し、この3つを総称して総合計画とといいます。</p> | <p>★ (総合計画等)</p> <p>第28条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため基本構想及びこれを実現するための基本計画（以下「総合計画」という。）を策定するものとします。</p> <p>2 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民の参画を得るも</p> |

| | | |
|--|--|---|
| <p>なければなりません。</p> <p>4 市は、総合計画の策定に当たり、市民が参画するための条件を整備するものとします。</p> | <p>◇ 現在の第5次総合計画は、公募市民を含むまちづくり市民会議（ワークショップ）で検討されましたが、今後も、計画を策定する際には、策定手順や日程など、市民への情報提供を充実し、多様な参加機会を設ける必要があります。</p> <p>◇ なお、第4項では、まちづくりに関する重要な計画は、総合計画に準拠することを規定しています。</p> | <p>のとします。</p> <p>3 市は、総合計画について、指標を用いることなどにより、その内容及び進捗状況に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければなりません。</p> <p>4 前2項の規定は、まちづくりに関する重要な計画（総合計画を除く。）について準用するものとします。</p> |
| <p>（市の組織）</p> <p>第21条 市は、社会経済情勢の変化及び多様化する行政課題に的確に対応するため、効果的で効率的な組織編成に努めなければなりません。</p> | <p>◇ 市民案を採用しています。</p> <p>◇ 市は、積極的に効果的で効率的な組織に編成します。</p> | <p>★（市の組織）</p> <p>第29条 市は、社会経済情勢の変化及び多様化する行政課題に的確に対応するため、効果的で効率的な組織に編成するものとします。</p> |
| <p>（市の行政評価）</p> <p>第23条 市は、政策等の成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、外部評価を含む行政評価を実施し、その結果を公表するものとします。</p> | <p>◇ 市民案を採用しています。</p> <p>◇ 本条では、効果的かつ効率的な市政運営を行うための制度として、行政評価という仕組みを規定しています。</p> <p>◇ 行政評価は、市の政策や施策等を客観的に評価し、評価の過程で明らかになった問題点を見直し、それを新たな計画や政策等に反映し、施策、事務事業等を実施する仕組みをいい、市民のニーズに基づき、より良いサービスを効果的かつ効率的に提供することを目的としています。ここでは、その行政評価を適切に実施するとともに、その結果について市民に公表するよう規定してい</p> | <p>★（行政評価）</p> <p>第30条 市は、政策等の成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、外部評価を含む行政評価を実施し、その結果を公表するものとします。</p> |

| | | |
|--|---|---|
| <p>(財政運営)</p> <p>第 25 条 市は、市民から託された財源を効率的かつ効果的に活用し、自主的かつ自立的な財政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めなければなりません。</p> <p>2 市は、総合計画及び行政評価を踏まえた財政の仕組みを確立しなければなりません。</p> <p>3 市は、予算及び決算その他財政に関する事項を、市民に分かりやすく公表しその評価を受けなければなりません。</p> | <p>ます。</p> <p>◇ 市では、都留のまちを次世代に引き継いでいくことができるよう持続可能な財政構造への転換を目指し、健全な財政運営を進めるためには、行政評価の結果を踏まえながら、中期的な財政見通しを立て、総合計画と連携させていくなど効率的な資源配分を行う必要があります。</p> <p>◇ 今後、限られた財源のもとでまちづくりを進めていくためには、市民が市の財政状況を知ることにより、さまざまなアイデアや提案などを生み出し、行政とともにまちづくりについて考えていくことが必要だと思います。そのため、市の財政状況についてわかりやすい情報が提供される必要があると考えます。</p> | <p>★ (財政運営)</p> <p>第 31 条 市は、中期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければなりません。</p> <p>2 市は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければなりません。</p> |
| <p>(市民要望等の取扱い)</p> <p>第 32 条 市は、市政に関する市民の要望、苦情等に誠実かつ的確に対応するとともに、その結果について速やかに回答します。</p> | <p>◇ 本条では、市民からの意見、要望等について応答する責任を規定しています。</p> <p>◇ 市民が抱える意見、質問、要望、苦情、不満等に迅速に、そして誠実に対応することは、市民主体のまちづくりを推進していくうえで非常に重要な要素であり、市民の住民満足度を引き上げる有効な手段となります。市は第 18 条に規定する説明責任(アカウントビリティ)を果たすだけでなく、市民からの要望等に対して応答責任(レス</p> | <p>★ (応答責任)</p> <p>第 32 条 市は、市政に関する意見、要望等に対して迅速かつ誠実に応答しなければなりません。</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | <p>ボンシビリティ)も果たすべき責務であると規定しています。</p> | |
| <p>(市の行政手続)</p> <p>第 22 条 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利及び利益を保護するための制度の確立に努めなければなりません。</p> | <p>◇ 本条では、申請に対する行政処分、行政指導や届出などの行政手続を明示するよう規定しています。</p> <p>◇ 市は、行政運営を適切に行っていくには行政手続に関するルールを市民に対しあらかじめ明らかにすることが求められます。これは行政の透明性を確保する制度として情報公開制度や個人情報保護制度と同様に重要なものです。ここでは、「都留市行政手続条例」において、市の行政手続における共通かつ統一的な事項を規定し、それに基づき行政手続対象者となる市民の権利及び利益の保護を図ることを規定しています。</p> | <p>★ (行政手続)</p> <p>第 33 条 市は、市民の権利及び利益の保護に努めるとともに、行政運営の公正の確保及び透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、市が行う処分、指導、届出等の手続に関し必要な事項を明らかにするものとします。</p> |
| | <p>◇ 本条では、公益通報者保護法に基づく市としての体制の整備を規定しています。</p> <p>公共の利益に反する行為について、その事実を通報すると、自らに不利益を招くとの懸念から、その事実が放置され、秘密として覆い隠される可能性があります。ここでは、その懸念を抱かせないような体制を市として整備する必要性を確認し、通報者が不利益な取扱いを被ることがないように適切な措置を講じるよう規定しています。</p> | <p>■ (公益通報)</p> <p>第 34 条 市は、公益通報（是正対象行為について職員等から行われる通報をいう。）を受ける体制を整備するとともに、当該通報者が通報により不利益な取扱いを受けることのないよう適切な措置を講じるものとします。</p> |

| | | |
|---|--|--|
| | <p>◇ 本条では、政策の実現のため法令の自主解釈権を適切に行使するよう規定しています。</p> <p>◇ 自治体の事務の大半は法令に根拠を置くものであり、地方分権一括法施行前においては、国、県からの通知・通達や行政実例等に沿った事務を行ってきましたが、地方分権時代の現在は、地域の実情を踏まえ、主体的な法令の解釈に基づいた取り組みが求められています。</p> <p>◇ これまでの事務手続や処理の仕方などを安易に踏襲するのではなく、地域特性、市民需要などの観点からそれらの積極的な見直しを行うことが今後の自治体経営においては必要です。</p> <p>◇ 市は、地方自治の本旨（団体自治の概念）を踏まえ、そして国、県、市町村の役割分担に即したかたちでの法令の自主解釈権を行使するとともに、それを適切に履行するための調査研究を行い、適正な法令の解釈及び運用のもと、法令との整合を図った市独自の特色ある政策の推進を図ろうとするものです。</p> | <p>■（政策法務）</p> <p>第 35 条 市は、市の政策を推進するため、法令等の自主的かつ適正な解釈及び運用のもと、関係法令等との整合性を図りながら、条例、規則等の制定、改廃等必要な措置を講じるものとします。</p> |
| <p>（市の危機管理）</p> <p>第 24 条 市は、市民、関係機関及び他の自治体等との協力・連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければならなりません。</p> | <p>◇ 本条では、安全で安心なまちづくりを実現するために必要な危機管理体制の確立について規定しています。</p> <p>◇ 日々の暮らしにおいて、安全に、そして安心し</p> | <p>★（危機管理）</p> <p>第 36 条 市は、市民及び事業者並びに国、県その他の関係機関との協力、連携及び相互支援関係を構築し、災害等の緊急時における柔軟かつ機動的な危機管理体制を確立するよう努めるものとし</p> |

| | | |
|--|---|---|
| | <p>て生活することは、市民としての当然の権利であり、市にはその安全で安心な暮らしを守っていく責任があるのはもちろんのこと、災害や大規模な事故の発生など不測の緊急事態に対処するには、市だけでなく市民、事業者それぞれが自らの役割を全うし、相互に協力、連携を図り、有機的に事態に取り組む必要があります。また、震災等の大規模災害では、国、県、近隣市町村、姉妹都市など友好的な関係を築いている自治体の多面的なサポートや、消防や警察、自衛隊など関係機関の支援が必要不可欠になるものと考えられます。ここでは、市は、市民の生命と財産を守るための施策として総合的かつ包括的な危機管理の体制を確立するよう規定しています。</p> | <p>ます。</p> |
| <p>第8章 国及び他の自治体との連携・協力</p> | | <p>第5章 他の自治体等との連携・協力</p> |
| <p>(国・他の自治体との関係)</p> <p>第35条 市議会及び市は、共通課題又は広域的な課題に対して、国、山梨県及び近隣の自治体及び関係機関との情報交換による相互理解を図り、連携及び協力してまちづくりに努めるものとします。</p> <p>★(国際交流の推進)</p> <p>第36条 市民、市議会及び市は、まちづくりにおいて国際社会との関係が重要であることを認識し、国際交流の推進に努めるものとします。</p> | <p>◇ まちづくりの課題の中には、環境保全や産業、観光振興など、都留市単独で取り組むことが難しい課題の解決は、近隣の自治体など、他の自治体との連携・協力が不可欠となります。また、国の法令や山梨県の条例が関係していたり、都留市内の道路や河川においても国や山梨県が管理していたりと、都留市の権限の及ばない事柄もあります。</p> <p>◇ 日常的な交通環境の改善、防犯や交通安全、治</p> | <p>★(他の自治体等との関係)</p> <p>第37条 市は、他の自治体と共通するまちづくりの課題について、関係する自治体との連携を図り、その解決に努めるものとします。</p> <p>2 市は、まちづくりの課題について、必要に応じ、山梨県、国等と連携・協力するとともに、関係する制度の整備等の提案を行うものとします。</p> <p>3 市は、海外の自治体、組織等との連携・協力を深めるとともに、得られた情報や知恵を都留のまちづくりに生かすものとします。</p> |

| | | |
|---|--|---------------|
| | <p>水など、まちの環境の整備や、大規模地震といった危機管理については、関係機関が協力して、市民にとって最善の方策を実現できるようにしなければなりません。都留市は、連携・協力を進めていくために、率先して関係機関の協議の場を設けるなど、必要な措置を講ずることが必要だと考えます。</p> <p>◇ また、アメリカ合衆国テネシー州ヘンダーソンビル市と姉妹都市関係にあり、親睦を深めるというだけでなく、こうした交流により、離れた土地、異なった文化や業種から得られた情報、知識、経験その他の成果をすべからくまちづくりに生かしていくことを規定しています。</p> | |
| <p>第9章 実効性を高める仕組み</p> | | <p>第6章 雑則</p> |
| <p>▼（分野別基本条例の策定）</p> <p>第37条 市は、この条例の実効性をより高めるために、条例の内容に即して、各分野別の基本条例の制定に努めることとします。</p> | <p>◇ 素案第2条では、本条例は都留市の最高法規（都留市の憲法）に位置付けています。これにより、自治基本条例及び総合計画、各政策・施策を実現するための分野別基本条例及び計画、さらにこれを具体化する個別条例及び計画という体系化がなされ、計画的な行政運営が推進されることは当然であることから、あえて規定する必要はないと考えます。</p> <p>◇ なお、素案では、この自治基本条例が最上位で、そのもとに必要な条例として都留市情報公開条</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>例、都留市個人情報保護条例及び都留市行政手続条例（スタッフ条例）を、各政策分野ごとの基本条例（ライン条例）として都留市男女共同参画基本条例、都留市市民活動推進条例を定めることを規定しています。</p> | |
| <p>（条例の見直し）</p> <p>第 38 条 市は、この条例の施行の日から 4 年以内ごとに、これを見直し、改正する必要がある場合に、遅滞なく改正しなければなりません。</p> <p>2 市議会及び市は、この条例の改正にあたっては、市民の意見を適切に反映するための措置を講じなければなりません。</p> | <p>◇ 本条では、本条例の見直しについて規定しています。</p> <p>◇ 今後、社会・経済情勢はますます変化していくことが予想され、この条例で定めている内容と実態が合わなくなることも考えられます。そうしたことから、この条例を時代の変化に応じてより良いものにしていくために、5 年を超えない期間ごとに、市民参画を基本とし、第 19 条の規定による「意見聴取制度」の方法により、市民から意見を求めたうえで、この条例の内容を検討し、見直しの必要があるときは、改正条例の提案をするなど必要な措置を取ることを定めています。</p> | <p>★（条例の見直し）</p> <p>第 38 条 市は、5 年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講じるものとします。</p> |
| <p>▼（自治推進委員会の設置）</p> <p>第 39 条 市は、自治の円滑な推進を図るため、自治推進委員会（以下「委員会」という。）を置くこととします。</p> <p>2 委員会は、市長の諮問に応じて次の事項について、調査及び審議するものとします。</p> <p>（1）自治の推進に関する事項</p> | <p>◇ 素案第 11 条第 2 項の議会の権限及び責務に、「市民の意思の把握に努め、それを市政に反映させるとともに、適正に市政運営が行われているかを監視し、及びけん制するものとする。」と規定されており、市がこの条例に則し市政を行っているかを監視するのは、議会の役割であると考えて</p> | |

| | | |
|--|---|---|
| <p>(2) この条例の推進状況に関する事項</p> <p>(3) この条例の検証及び見直しに関する事項</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、自治の推進に関し必要な事項</p> <p>3 委員会は、委員10人以内をもって組織します。</p> <p>4 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱します。</p> <p>(1) 公募市民</p> <p>(2) 地方自治に見識を有する者</p> <p>(3) その他市長が適当と認める者</p> <p>5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げないものとし、</p> <p>6 前各号に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。</p> | <p>います。したがって、本条は規定しないこととします。</p> <p>◇ なお、本条例の見直しに当たっては、前条のとおり、市民参画を基本とし、適切な措置を講ずることとしています。</p> | |
| | <p>◇ 本条は、規則規程等に本条例の施行に当たっての必要な事項を委任することができるものと規定しています。</p> <p>本条例の条文において条例に委任されているもののほか、本条例の施行に関しその実効性を図るため必要と判断した場合は、規則規程等を市長が別に定められることを規定しています。</p> | <p>■ (委任)</p> <p>第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。</p> |

| | | |
|--|---|--|
| <p>附則</p> <p>この条例は、平成 年 月 日から施行する。</p> | <p>◇ 本市の場合、平成 20 年 12 月市議会に提案し、施行日を平成 21 年 4 月 1 日にしたいと考えています。</p> <p>これは、条例を施行する準備や周知のための期間として 3 ヶ月ほど必要であると考え、施行日を平成 21 年 4 月 1 日としています。</p> | <p>附則</p> <p>この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行します。</p> |
|--|---|--|